

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 成田空港警備株式会社  
法人番号： 6040001043088  
住 所： 千葉県成田市東町77番地
- 指名停止措置期間： 令和3年7月16日から令和3年8月15日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 本院及び関東地方測量部管内
- 事実概要：

成田空港警備株式会社の使用人は、当該業者が警備巡回する中学校の警備巡回中に、職員室内の机の引き出しを開けて現金を盗もうとしたとして、窃盗未遂の疑いで令和3年2月24日に千葉県警に逮捕された。

- 指名停止措置理由：

役務の有資格登録業者である成田空港警備株式会社の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)